

※今後、茨城県より提示される部活動運営方針の特例等を受けて、随時改訂します。

## 1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

## 2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

ア 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休日は4時間を上限とする。

長期休業中も同様に設定する。

※大会や練習試合の当日は除く。

※休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える。

イ 原則として、朝の活動は行わない。

※朝の活動は大会直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限る。

※実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。

ウ 原則週2日（平日1日、休日1日）を休養日とする。

長期休業中は、1週間以上の連続した休養期間を設定する。

※大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振り替える。

※休日に活動した場合は、その分を休日に振り替える。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 茨城県高等学校体育連盟・茨城県高等学校野球連盟・茨城県高等学校文化連盟等が定める参加する大会数の上限の目安を超えないように参加する大会・試合等を精査する。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築

ア 部活動への加入は任意であり、生徒の自主的・自発的な参加による活動となるようにする。顧問は、部活動の企画・運営が生徒による主体的なものとなるよう支援する。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

ア 顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法習得のため研修等に参加する。

イ 顧問は、保健体育科教員や養護教諭と連携し、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得て、指導を行う。

ウ 顧問は、熱中症事故を防止するため、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則行わない等、適切に対応する。実施が可能と判断し活動

する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等を行い、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早めの水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

エ 顧問は、生徒の心身の健康管理とともに、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 学校長は、毎年度部活動の運営方針の見直しを行う。

イ 顧問は、年間活動計画及び各月活動計画とともに活動実績を作成し、学校長へ提出する。

ウ 学校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページに掲載し公表する。

## 4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 学校長は、生徒の多様なニーズを踏まえ、数多くの運動部・文化部を設置するとともに、特設部を設置する。

### (2) 地域移行の推進

ア 活動の地域移行に向け、毎年度部活動の運営方針の見直しを行う。

## 5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

### (1) 複数顧問制の推進等

ア 学校長は、各部活動において複数の顧問を配置する。

イ 学校長は、部活動指導員・外部指導者を積極的に活用する。

### (2) 大会運営や役員業務の見直し等

ア 各競技団体の動向を踏まえ、役員業務に関する本校の方針を策定する。